

# 消費者行政の概要



# 1 消費者行政の体系（令和3年度）

## (1) 消費者行政の企画・調整

- 仙台市消費生活条例
- 仙台市消費生活基本計画
- 仙台市消費生活審議会
- 仙台市消費者行政連絡調整会議
- 国及び他自治体との連携

## (2) 消費生活の安全・安心の確保

- 生活関連商品の価格調査等
- 商品の適正表示の推進
  - 表示に関する調査等
  - 関係機関との連携・協力
- 商品の安定供給及び事業者の自主的改善の促進
- 計量検査と計量思想の普及・啓発
  - はかりの定期検査、計量関係各種立入検査等
  - 計量思想の普及・啓発

## (3) 消費者教育・啓発の推進

- 学校における消費者教育の推進
- 生涯学習としての消費者啓発の推進
- 消費生活に関する活動団体等への支援
- 環境に配慮した消費行動の推進

## (4) 消費者被害の防止及び救済

- 消費者被害の救済
  - 消費生活相談体制の整備
  - 消費者被害の防止・救済システムの整備
- 消費者被害の未然防止・拡大防止
  - 消費者被害防止のための情報収集及び提供・啓発
  - 取引上、特に不利な立場に置かれやすい消費者への支援
  - 消費者被害防止のための関係機関等との連携・協力

## (5) 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応

- 高齢者等に対する支援
- 高齢者等の自立した消費生活への支援

## 2 消費者行政の担当組織（令和3年4月1日現在）

### (1) 組織・職員構成

消費生活センターは、市民局市民生活課内の一係として、昭和62年に現在の141ビル5階に開設され、消費生活相談や消費者啓発等を実施してきた。

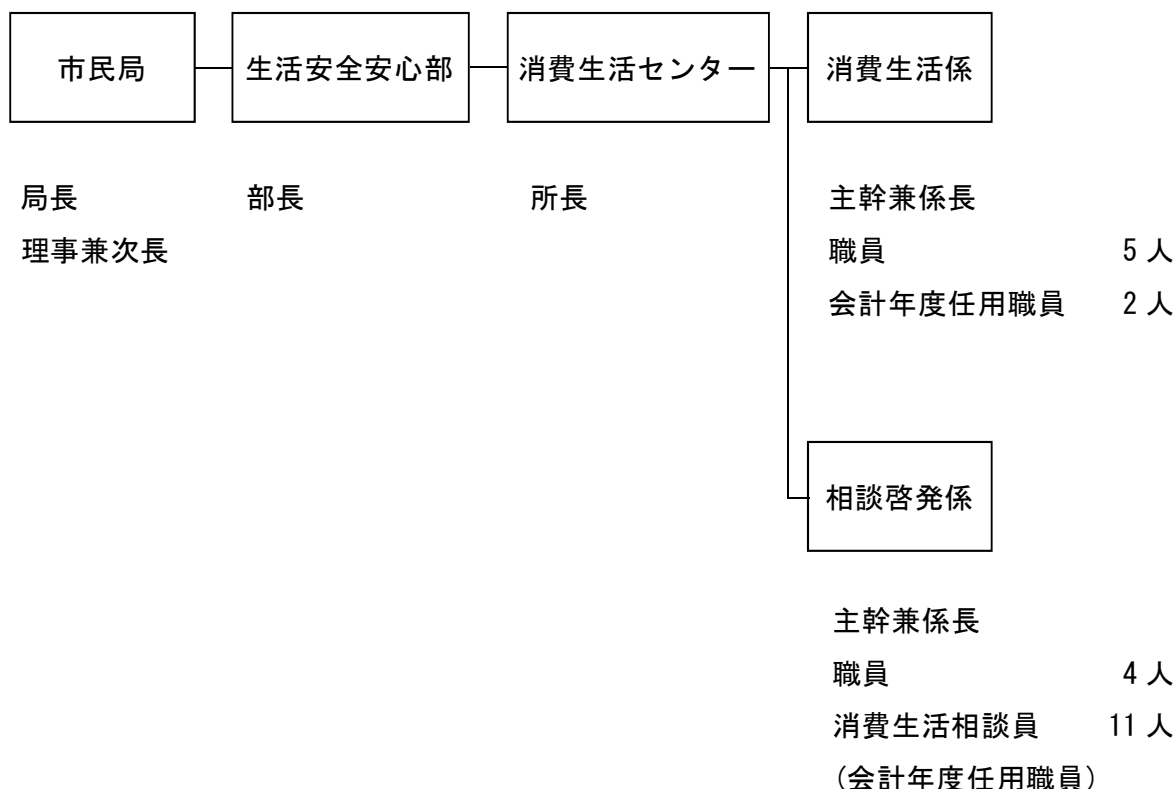
平成14年度に、消費者行政にかかる事業を消費生活センターに一元化するため、消費者行政を担当する市民生活課内の2係（「市民生活係」、「消費生活センター」）を消費生活センター（課相当）に分離独立した。（「企画支援係」、「相談啓発係」）

平成18年度の組織改正により、企画局及び市民局を統合し企画市民局を新設し、企画支援係を消費生活係へ名称変更した。

平成22年度の組織改正により、企画市民局市民生活部から市民局市民協働推進部へ名称変更した。

平成25年4月1日から、計量検査に関する事務を経済局産業政策部経済企画課から移管した。

平成28年度の組織改正による部の再編に伴い、市民局に生活安全安心部を設置した。



## (2) 所管事務

### 消費生活係

- ① 仙台市消費生活基本計画の推進
- ② 消費生活に係る情報提供
- ③ 環境に配慮した消費行動の推進
- ④ 消費生活活動団体等への支援
- ⑤ 商品表示に関する調査等
- ⑥ 計量に関する調査等
- ⑦ 生活関連商品の価格調査等
- ⑧ 仙台市消費生活審議会
- ⑨ センターの庶務

### 相談啓発係

- ① 消費生活に関する相談及び苦情処理
- ② 消費者被害防止のための情報提供・啓発
- ③ 消費者訴訟の援助
- ④ 消費者教育・啓発の推進

## (3) 仙台市消費生活センター概要

- |         |                                  |  |
|---------|----------------------------------|--|
| ① 所在地   | 仙台市青葉区一番町四丁目 11 番 1 号 141 ビル 5 階 |  |
| ② 開設年月日 | 昭和 62 年 4 月 1 日                  |  |
| ③ 開館時間  | 月～金曜                             | 午前 9 時から午後 5 時まで<br>(相談受付時間は午後 4 時 30 分まで) |
|         | 土曜                               | 午前 9 時から午後 4 時まで<br>(相談受付時間は午後 4 時まで)      |
| ④ 休館日   | 日曜、祝日、年末年始及び臨時休館日                |  |
| ⑤ 施設の内容 | センター事務室                          | 236 m <sup>2</sup>                         |
|         | 相談コーナー (5)                       | 25 m <sup>2</sup>                          |
|         | 会議室                              | 14 m <sup>2</sup>                          |
|         | 計                                | 275 m <sup>2</sup>                         |

### 3 令和3年度予算の概要

(単位：千円)

| 項目                      | 令和3年度<br>予算額       | 内容   |
|-------------------------|--------------------|--|
| (1) 消費者行政の企画・調整         | 3,418              | ① 企画調整 265<br>[ 仙台市消費生活審議会の運営等<br>連絡調整及び他都市との連携<br>② センター運営費等 3,153  |
| (2) 消費生活の安全・安心の確保       | 28,044             | 適正な計量の実施(定期検査・指導普及) 28,044   |
| (3) 消費者教育・啓発の推進         | 19,506<br>(14,246) | ① 学校における消費者教育の推進 12,954<br>[ 消費者教育教材・パンフレット等作成 (11,212)<br>消費者教育情報誌発行<br>② 地域等における消費者教育・啓発の推進 1,945<br>[ 消費生活情報誌の発行 (479)<br>くらしのセミナー、消費生活講座の実施<br>③ 持続可能な社会を目指す消費者教育・啓発の推進 2,807<br>[ エシカル消費の普及啓発 (2,555)<br>消費者月間記念事業の実施<br>④ 消費者団体等への活動支援 1,800 |
| (4) 消費者被害の防止及び救済        | 6,795<br>(5,312)   | ① 消費生活相談及び救済 1,910<br>[ 特別相談業務委託 (1,223)<br>② 消費生活相談窓口の周知及び情報提供 3,728<br>[ 消費者ホットラインの啓発 (3,728)<br>③ 消費生活相談員レベルアップ 1,157<br>[ 弁護士による相談員指導研修業務委託 (361)<br>相談員研修会の開催   |
| (5) 高齢者等特に配慮を要する消費者への対応 | 2,297<br>(2,297)   | 高齢者等に対する支援 2,297<br>[ 消費者安全確保地域協議会の運営等 (2,297)<br>配食サービス利用者への啓発  |
| 合計                      | 60,060<br>(21,855) |  |

注) 予算額に、人件費は含まない。なお、予算額( )内は市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金活用額。